

報道機関各位

令和3年度「茨城県土地改良功労者表彰」及び 「美しい水土里(みどり)づくり優良活動表彰」受賞者の表彰を実施します

茨城県が実施している「土地改良功労者表彰」及び「美しい水土里(みどり)づくり優良活動表彰」について、令和3年度の県北農林事務所管内における受賞者について、次のとおり表彰式を開催いたしますので、当表彰式について取材いただきたく、ご案内申し上げます。

令和3年度 茨城県土地改良功労者表彰及び美しい水土里(みどり)づくり優良活動表彰 表彰式

- 日時 令和4年3月16日(水)午後2時から(受付:午後1時40分から)
- 場所 常陸大宮市文化センター ロゼホール 小ホール(常陸大宮市中富町3135-6)
- 受賞者(県北農林事務所管内)
 - 土地改良功労者表彰(受賞理由等詳細は別紙)
岩崎江堰(いわさきえせき)土地改良区理事長 飯嶋 要(いいじまかなめ)氏
 - 美しい水土里(みどり)づくり優良活動表彰
 - 【多面的機能支払交付金部門】
茨城県農林水産部長賞 塩原(しおばら)地区農地・水保全管理活動組織(常陸大宮市)
 - 【中山間地域等直接支払制度部門】
茨城県知事賞 秋山中(あきやまなか)集落(高萩市)
全国山村振興連盟茨城県支部長賞 松平(まつだいら)集落協定(常陸太田市)
茨城県農林水産部長賞 野口平(のぐちだいら)集落協定(常陸大宮市)
- 授与者 県北農林事務所長 森島 康
- 参加人数 約20名(農業者、市・県職員)
- 主催 茨城県県北農林事務所
- 内容(予定)

14:00	開会、県北農林事務所長あいさつ
14:05	受賞者の紹介
14:15	賞状授与
14:30	閉会、写真撮影



【土地改良功労者表彰】

土地改良事業の推進及び農業農村の基盤づくりにご尽力された功績を称える制度。

【美しい水土里(みどり)づくり優良活動表彰】

農業農村の保全意識の向上及び啓発を図り、併せて茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的に、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用して水路・農道等の維持管理や耕作放棄地の発生防止活動などに取り組む優良な活動組織や集落を称える制度。

「Thank You! いばらき農業」

農林水産部インスタグラム開設!
アカウント名「[aff_ibaraki](#)」
(Agriculture, Forestry, and Fisheries in Ibaraki)

【問合せ先】

茨城県茨城県県北農林事務所企画調整部門
企画調整課 担当:横須賀
TEL:0294-80-3301 FAX:0294-80-3304

(別紙) 受賞者一覧

<土地改良功労者表彰>

- ▶岩崎(いわさき)江堰(えせき)土地改良区理事長 飯嶋(いじま) 要(かなめ) 氏
- ・永年にわたり土地改良の推進に携わり、事業推進に顕著な功績があった。
- ・土地改良事業の推進により、農業農村の基盤づくりに多大な功績があった。

<美しい水土里づくり優良活動表彰>

【多面的機能支払交付金部門】

- ▶茨城県農林水産部長賞 塩原(しおばら)地区農地・水保全管理活動組織 (常陸大宮市)

〔組織構成〕 農業者58名、非農業者24名、自治会、土地改良区 〔取組面積〕 69.15ha

〔受賞理由〕 地域住民と連携し、遊休農地の保全管理を実施するなど、耕作放棄の未然防止に努めている。さらに、遊休農地を収穫体験の場として有効活用し、地域のコミュニティ強化を図っている。また、花壇への植栽活動により農村環境の美化活動にも積極的に取り組んでいる。



【中山間地域等直接支払制度部門】

- ▶茨城県知事賞 秋(あき)山中(やまなか)集落 (高萩市)

〔協定参加者〕 農業者29名 〔協定面積〕 19.90ha

〔受賞理由〕 地産地消等のイベントによる世代間交流や共同作業を通じて、集落内のつながりを強め、若手農家への集積を進めるなど、共同で支え合う持続可能な維持管理体制を構築している。また、県道里親制度への参加や河川の草刈りなど、周辺環境の保全活動にも取り組んでいる。



- ▶全国山村振興連盟茨城県支部長賞 松平(まつだいら)集落協定 (常陸太田市)

〔協定参加者〕 農業者14名、農業法人 〔協定面積〕 4.77ha

〔受賞理由〕 急傾斜地であり、管理面積が大きいですが、共同で農地法面や周辺林地等の草刈、用水施設の補修、鳥獣害防止のための電気柵の設置・管理に適切に取り組み、良好な生産環境が保全されている。また、耕作放棄地の発生を防止するため、集落内で耕作者の調整や農業法人への作業委託にも取り組んでいる。



- ▶茨城県農林水産部長賞 野口平(のぐちだいら)集落協定 (常陸大宮市)

〔協定参加者〕 農業者34名 〔協定面積〕 8.32ha

〔受賞理由〕 農業者の高齢化が進む中で、農業生産活動を継続するため、共同での農地法面や周辺林地、道路、排水路の草刈や鳥獣害防止のための電気柵の設置・管理に取り組んでいる。その結果、集落内での交流の機会が増え、農地維持に必要な新たな担い手の確保に向けた話し合いも進めるようになった。

